『明治学院大学法科大学院ローレビュー』第23号　2015年　145-152頁

追悼　ハンス・G・レーザー教授

福　田　清　明

Ⅰ　はじめに

ハンス・G・レーザー教授（ドイツ・マールブルク大学）が，2015年２月15日，僅か数日間入院したバーデン・バーデンの病院で，ご家族に見守られて逝去された。享年86歳であった。同年２月26日，葬儀の後，コンスタンツの墓地に埋葬された。2002年にご夫婦の故郷であるコンスタンツに引っ越されてから13年目のことであった。レーザー教授の死によって，比較法学は，掛け替えのない存在を失なうことになった。

レーザー教授の追悼文は，同志社大学法科大学院（ハーゲン大学と兼任）のマルチュケ教授によって，ハーゲン大学のホームページと雑誌に掲載されている(1)。

ドイツで側聞するところでは，追悼文は，逝去した学者の指導の下で教授資格論文を書いた弟子が物するそうである。その意味では，私は，レーザー教授の指導の下で博士論文を書いただけなので，追悼文を書く資格はない。しかも，有資格者であるマルチュケ教授による追悼文も既に公表されている。それにもかかわらず，ここに追悼文を掲載させていただくのは，単に私が個人的にレーザー教授にお世話になったことから哀悼の意を表したいというだけではない。第１に，レーザー教授が日独の法学を双方交通の橋を架けるためにご尽力され，その成果を，日本法のドイツ人研究者の養成，ドイツにおける日本法の研究と教育機関の設立および援助，日本人研究者のドイツでの受け入れ，日本法に関する基礎的資料（民法判例百選のドイツ語抄訳およびドイツ語による日本法の

解説書）の編集といった具体的な形にされたことである。第２に，レーザー教授自身の博士論文『差額返還説から事実的双務関係へ』(2)，教授資格論文『契約の解除』(3)，および論文「履行拒絶　給付障害の一つの類型」(4) について，少なからざる数の日本の研究者が検討し，それぞれの方法で摂取して日本語で論文を発表している。レーザー教授の論文が日本の研究者の個別研究に影響を与えたことが挙げられる。第３に，レーザー教授が何度も招かれて来日し，私が勤務する明治学院大学でもそうであるが，講演，セミナー，授業等を行った。それらを通してレーザー教授の知己も日本に

大勢いらっしゃる。

以上のようなレーザー教授と日本，日本法，日本人研究者との関係を考えると，追悼文が日本語で日本において発表されてしかるべきではなかろうか。いかなる文面が適切で，また私に書くことが出来るかを数ヶ月思案した。ところが，どうしても1998年に出版されたレーザー教授70歳の祝賀記念論文集（モーア社刊）[5]に付された「編者の前書き」以上に，正確にかつ的確に，レーザー教授の足跡を含め来歴，業績（研究，教育，行政），および人となりを叙述することはできないと判断するに至った。ヴェルナー教授（イェーナ大学）は，マールブルク大学で長年レーザー教授と同僚であった。ヘーベルレ教授（バイロイト大学）は，フライブルク大学以来の友人である。2013年に逝去された北川教授（京都大学）は，レーザー教授との間で1980年頃から学術交流と個人的なお付き合いをしておられた[6]。ゼンガー教授（ミュンスター大学）は，レーザー教授の研究所で助手を務め，その指導の下で博士論文を書かれた。このような編者が書かれた前書きであるから，私がそれ以上のものを書くことができないのも当然であろう。

そこで，４人の教授（北川教授の場合は家族の方）とモーア社から，私が翻訳し紀要に掲載する許可をいただいた。その際，２人のドイツ人教授と出版社からの許可をもらう仲介の労をゼンガー教授に取っていただいた。冒頭に掲載したレーザー教授の写真は，2013年クリスマスに撮影されたもので，家族の方から提供していただいた。これらの方々に衷心より感謝申し上げる。

以下のⅡでは，レーザー教授70歳の祝賀記念論文集に付された「編者の前書き」を和訳した。この和訳に注が付いているが，これは私が付したもので，原文には一切注は付されていない。

レーザー教授70歳の祝賀記念論文集の566頁から577頁までに，同教授の1998年までの詳しい著作目録が掲載されているが，日本および韓国で発表されたものは除外されている。そこで，本稿最後のⅢでは，日本で発表されたレーザー教授の著作リストを付して，祝賀記念論文集の著作目録の一部補充を試みた。

Ⅱ　レーザー教授70歳の祝賀記念論文集に付された「編者の前書き」の和訳

ハンス・G・レーザーは，1928年11月25日ボーデン湖畔のコンスタンツに，ギムナージウム教授（哲学博士）エルンスト・レーザーとその妻ヨハンナ・レーザー（旧姓はタベルニール）の３人兄弟の３番目の息子として生まれた。1939年の父の死と，２人の兄の兵役召集の後も，母とともにコンスタンツに引き続き暮らした。戦争に条件づけられた中断があったものの，コンスタンツで1939年から1948年まで，古典語を重視するギムナージウムに通った。大学での勉学において，彼の旺盛な知識欲は，１つの大学に数学期しか彼を留めておくことができなかった。比較についての興味関心は，まずは学部間の比較，後にもちろん法制度間の比較に向かった。そして彼は学問的好奇心を，今日に至るまで持ち続けている。この比較についての興味関心と学問的好奇心は，まず1948年から1949年かけての冬学期にチュービンゲンのエバーハルト・カール大学に彼を赴かせた。この大学で，まずはデレ，ツヴァイゲルト，メルケル，そしてイエシェックの講義が戦後の精神的飢餓を緩和してくれることを望んだ。1950年夏学期に，彼はミュンヒェンのルードビッヒ・マックスミリアン大学に移り，そこで，とりわけ，ミッタイス，ローゼンベルク，メッツガーの講義を聴いた。1950年から1951年にかけての冬学期から，ブライスガウにあるアルバート・ルードビッヒ大学フライブルクで勉学を続けた。その大学の法・国家学部では，フリッツ・フォン・ヒッペル，ヴュルテンベルガーが教えていたが，そこで，彼は，正に「彼の」学問上の師であるエルンスト・フォン・ケメラーに出会った。フォン・ケメラーは，後に，レーザーを助手として採用し，彼の博士論文の指導教授と教授資格論文の指導教授となり，彼に後々まで残る影響を与えることになる。

彼は，まず1952年７月に第１次司法国家試験に，つぎに司法修習修了後の1956年７月に第２次

司法国家試験に，合格した。1956年10月に，彼は，当時すでに注目を浴びた博士論文『差額返還説から事実的双務関係へ』によって，博士号を取得した。ドイツ連邦鉄道で司法官試補として短期間働いた後で，彼は，1957年４月にフライブルクで大学助手の職についた。1958年秋から1959年秋までの１年間は，シカゴ大学ロー・スクールでの比較法修士号の取得に費やされた。シカゴ大学で彼は，カール・ルウェリンとその妻ソウヤ・メンチコフ，ならびに，とりわけ彼の２番目の師であるマックス・ラインシュタイン――ラインシュタインはエルンスト・フォン・ケメラーと同様にエルンスト・ラーベルの元助手であった――と出会った。開放的でもてなしの心のあるラインシュタイン夫妻に歓待されたことは，第二次世界大戦後の崩壊の記憶が冷めやらぬ時期であったればこそ，なお一層，後々まで残る印象を彼に与えた(7)。

アメリカ合衆国から帰国した後で，ハンス・G・レーザーは，フライブルクの法学部図書館の助手の職を得て，法学部図書館の建設に深く関与した。中でも，彼は，講義棟の新築のために，まったく新しく構想を練らねばならなかった。それ以上に，彼は，先もって図書館制度に対する高い評価の獲得に貢献をした。彼の忠告は，研究者の重要な研究手段である書物の価値を見失うなというものであった。この忠告は，学問に対する予算が後退しているという背景を考えると，現実的な意味を有した。図書館制度についての活動を証明するものとして，国際法学図書館協会の理事を1965年から1978年まで務めたことも挙げられる。彼は，1971年から1974年まで国際法学図書館協会の最初のドイツ人理事長であった。1968年７月彼は，エルント・フォン・ケメラーの下で教授資格論文を書き上げ，民法，商法，比較法及び国際私法に関する教授資格と，そして，国際法学図書館協会での長年の特別な活動により法学部図書館に関する資格も取得した。1975年にモーア・ジーベック社から出版された彼の教授資格論文『契約の解除』は，今も依然として，正真正銘のスタンダードな研究書として通っている(8)。解除の法的観念の諸問題を包括的に分析している。これら諸問題は，今日まで，給付障害法及び契約法一般の中心的意義を有しており，同時に，継続的発展と法の統一化の道を指し示している。

教授資格取得直後，ハンス・G・レーザーは，1968年８月に，フィリップス大学マールブルクの民法講座の担当教授に招聘され，比較法研究所所長に任命された。1970年には，法学部図書館の業務執行館長にも任命された。マールブルクでの彼の教授職の始まりの時期は，学生達のいわゆる68年運動による騒動の時代に属した。この騒動は，ヘッセンの小さな大学町に極めて素早く達し，その激しさは特別であった。それゆえ，「経験豊かな」新参者が実現したかったであろう革新のための余地は，残されていなかった。彼はマールブルクで，最初，重点的に初学者向けの教育に打ち込んだ。新入生を少人数グループに分けて教授達が指導する態勢の導入もその１つであった。この様に，ハンス・G・レーザーは，大学教員に与えられた教育に対する使命を肯定しており，今日に至るまで，個人的な接触を重要視している。彼は，新制度導入を特に早い時期から，先を見通した上で，つとに提唱したことで，教育に貢献した――そのことだけが理由で，彼が学生から人気のある教員であるのではないが。その新制度導入とは，学習動機づけと学習チェックとのために新しい手段を導入することである。これらの手段は，今では法学教育の確固たる構成部分となっている。最近の数学期は，高学年の学生と司法国家試験を受験している学生の指導に重点を移し，彼は，司法国家試験に向けて教員と少人数学生の間で行われる質疑応答の授業という新形式を発展させた。

民法に関する講義，民法の初級者向けと上級者向けユーブングおよび商法のいつくかの講義以外に，彼は，とりわけ比較法と国際私法を担当した。担当科目の中での重点は，比較法ゼミナールⅠと比較法ゼミナールⅡであり，それらは，比較法の講義によって補充された。マールブルクで彼が活動を始めたばかりの時期にはまだ存在した法学部と経済学部の結び付きを，彼は，有益で役に立つ連繋と考えた。彼は1970年以来，経済学部の試験委員会の私法部門代表者であった。経済学と触れ

ることで，数多くの示唆を彼の講義は受けた。経済学からの示唆について，彼は，２度にわたる法学部長時代，すなわち1978年秋学期からの１年間と1988年秋学期からの１年間においても，強調した。東ドイツとの再統一の時代およびその時期以降において，彼が課題として自らに課したことは，フリードリッヒ・シラー大学イェーナの再建に協力すること，その大学の学生に法と法理解になじませること，および国際関係ならびにその意味を理解させることであった。彼は，講義において，国際的な法理解に不可欠な基礎を扱った。新しく設立されたバイロイト大学から名誉ある招聘を1976年に受けたが，ハンス・G・レーザーは，それを断った。

本記念論文集で祝賀される人物は，全世界の諸大学における数多くの客員教授歴および講演旅行に際して，比較法のために「橋を架けること」を，続けてきた。そこから，個人的な関係が大きく育ち，今もなお続いている。その具体的成果を本祝賀記念論文集にも見ることができる。このことは，本記念論文集で祝賀される人物の考え方が有効であることを示している。その考え方とは，個人的な関係が比較法の必要不可欠な構成部分であり，１つの外国法の理解の前提となるのが当該外国の文化的背景を入手することであるというものである。彼の広範囲にわたる国際的活動について，ここでは概略を示すことができるだけである。ドイツ学術交流会およびロンドンにあるイギリス比較法研究所から，イギリスの聴衆のためのドイツ法に関する夏季コース提供に参加するために，彼は1973年に招かれた。この夏季コースは，その後1982年まで毎年，彼の協力のもとに開催された。その際に，クライヴ・シュミトホフとの親しい付き合いが生まれた。この夏季コースから産み出されたものとして，ホルンおよびケッツと共に公刊した『ドイツ私法入門』がある。1979年に，彼は，バトン・ルージュにあるルイジアナ州立大学で客員教授を務めた。この外遊の際に，彼は日本にも立ち寄り，東京，大阪，京都の複数の大学で講演を行った。1982年，ポワティエ大学の客員教授を務め，法および社会科学学部においてフランス語で講義を行った。既に以前からあった結びつきを，彼は，両法学部間の盛んな交流へと強化した。

国際交流に関連のある事柄としては，上記以外に，招聘を受けて外国に滞在し大学で講演を行ったことが挙げられる。1982年，1985年，1993年にポワティエで講演を行った。日本については，1983年に東京の中央大学で，1986年に東京大学で，1987年に京都大学で，1991年に神戸学院大学で，1994年に東京の明治学院大学で，講演を行っている。その他の講演旅行で，彼は，1989年と1994年にはソウルの高麗大学に赴き，1990年にアメリカ合衆国のコーラル・ゲーブルスにあるマイアミ大学を訪れ，1993年と1995年にはオーストラリアのアデレイド大学に行っている。ドイツ学術交流会の委託を受けて，彼は1996年にベトナムを訪れた。彼は，70歳となる年である1998年に，比較法の仕事で日本と韓国を表敬訪問する。まさに日本との間でのさらなる「架橋」についての彼の尽力は，とりわけ，マールブルク日本センター(9)への協力と助成という形で具体化した。

ハンス・G・レーザーは，学生および研究者の交流において特別な功績を残した。その中でも，重要なのは，学生の留学を促進したことである。教員レベルの交流においても，まずは，ポワティエ大学とカンタベリーのケント大学との間での交流を実現させた。そしてついに，彼は，交流を制度化し，ロンドン・スクール・オブ・エコノミックス，ノーウィッチ大学，パリ第11南大学のソー・キャンパス，オーストラリアのアデレイド大学への学生の一層大きな留学可能性に道を開いた。マールブルクの法学部の国際交流関係すべてについてエラスムス・プログラム責任者として彼が10年以上にわたり携わった活動が，ヨーロッパ領域での交流に関する彼の仕事をカバーしている。外国との関係を促進するために，マールブルク大学法学部は，彼の提案に基づいて，マールブルク大学法学修士の学修課程を導入した。外国から来る学生のために提供される授業は，修了までの１年間行われ，外国との関係強化に役立ち，修士課程に相応しいゼミナールを開設することによって，同時に，学部提供授業のレパートリーを豊富にし

た。本記念論文集で祝賀される人物は，1994年９月に定年退官するまで法学部の修士課程担当者として，修士課程の面倒を見た。

彼の公刊された研究業績の中から，上述したもの以外では，デレの編集になるハーグ統一売買法コンメンタールにおける注釈執筆と，フォン・ケメラーとシュレヒトリームによる現在の国連統一売買条約コンメンタールにおける注釈執筆だけを挙げておきたい。本記念論文集で祝賀される人物によって編集されたものの中からは，とりわけ，エルンスト・ラーベル，マックス・ラインシュタイン，エルンスト・フォン・ケメラーの各著作集を挙げておく。彼が，親しい付合いのあるヨーゼフ・エッサーの１巻本の著作（ヘーベルレと共同で編集した）を編集したことも付言しておく。教師としてそして国際派として偉大な功績をあげた学者としての活動が評価されて，とりわけ，カンタベリーにあるケント大学から1991年に，そしてポワティエ大学から1994年に，名誉博士号が彼に授与された。

本記念論文集で祝賀される人物は，今日においても，学問的交流に打ち込んでいる。外国の研究者達は，彼が所長をしていた比較法研究所において，その来訪をいつも歓迎される客人であった。外国の研究者達は，その比較法研究所において，素晴らしい研究環境だけでなく，学問の領域以外の個人的な世話ともてなしを受けることを確信することができた。本記念論文集で祝賀される人物は，その妻マリアンネ（旧姓はヴンデルレ）によってずっと支えられてきた。彼は1952年以来マリアンネと結婚しており，妻のいない彼を人は想像することができない。彼らの家庭生活は，家庭的でありかつ客人を手厚くもてなす性質を持つのと同様に，重大な存在価値をも有している。その家庭生活に関しては，既に結婚している２人の子供達と５人の孫達が加わると，全員が揃う。これらの子供達と孫達をレーザー夫妻は誇りに思っているはずである。

手渡される祝賀記念論文集に協力したのは，ヨーロッパ，アメリカ，アジア，オーストラリアの出身である彼の友人達，弟子達，そして同僚達である。記念論文集の寄稿者達および編者達は，この１巻の祝賀記念論文集を感謝と友情をもってハンス・G・レーザーに捧げる。このことを行う際に，寄稿者および編者は，次のような願いを抱いている。すなわち，これらの者達は，彼が健康と創作力を保持し，それをもって彼の様々な課題を今後も果たしいくことができることを願いつつ，祝賀記念論文集を彼に献呈するのである。

財政的な貢献をもって，以前彼の下で博士論文を書いた者達は，本祝賀記念論文集が印刷に回されることを支援し，このような方法で，博士論文の指導教授に感謝を表している。同じことは，ハンス・G・レーザーと近しくしている，ドイツおよび日本の複数の機関，企業，団体にも当てはまる。これらの関係機関，企業，団体に感謝申し上げたい。感謝は，特にまた，モーア・ジーベック社，ならびにミュンスター大学とイェーナ大学の講座のために従事する職員にも当然に向けられる。モーア・ジーベック社は，本記念論文集で祝賀される人物の数々の作品と編集書籍を数十年にわたり素晴らしい形で発行してきたのであり，講座のために従事する職員は，本祝賀記念論文集の編集に力を貸してくれた。

Olaf Werner
Peter Häberle
Zentaro Kitagawa
Ingo Saenger

Ⅲ　レーザー教授の講演等に関する日本で公刊された著作リスト

１．「契約の解消――障害ある契約の清算における独立の要素――」
北川善太郎　訳
『民商法雑誌』81巻５号（1980年），607～618頁
［Lösung vom Vertrag ―selbständiges Element in der Rückabwicklung des gestörten Vertrags］

２．「今日のドイツ不当利得法に関する覚書（上・下）――中央大学を去るにあたり」
川村泰啓　訳

国宗知子・福田清明　訳注
『判例時報』1131号（1984年）３～９頁，1132号（1984年），３～10頁
［Bemerkungen zum heutigen deutschen Bereicherungsrecht（1・2） — Zur Verabschiedung von der Chuo-Universität］
上記翻訳の基礎となったドイツ語の原稿
「Bemerkungen zum heutigen deutschen Bereicherungsrecht　Zur Verabschiedung von der Chuo Universität」
『比較法雑誌』18巻２号（1984年），１～15頁

3．「フリードリッヒ・カール・フォン・サヴィニー生誕200年の記念のために」
林淳・吉野一　訳
明治学院論叢〔法学研究〕29号（1983年），221～227頁
［Zum Gedächtnis des 200. Geburtstages von Friedrich Carl von Savigny am 21. Februar 1779］

4．「法典とその根源」
新田孝二　訳
明治学院論叢〔法学研究〕41号（1988年），115～134頁
［Kodifikation und ihre Wurzel］

5．「立法者としての裁判官？」
山本克己・山本敬三　訳
『民商法雑誌』98巻６号（1988年），695～716頁
［Der Richter als Gesetzgeber?］

6．「エルンスト　ラーベル——近代比較法の創設者」
永田誠　訳
『日本法学』54巻３号（1988年），55～68頁
［Ernst Rabel — Gründer der modernen Rechtsvergleichung］

7．Sind Rücktritt und Schadensersatz Alternativen?
Eine Skizze zum BGB und zum internationalen Einheitskaufrecht
In：Conflict and Integration：Comparative Law in the World Today；The 40th Anniversary of The Institute of Comparative Law in Japan, Chuo University, Tokyo (Chuo University Press), 1988, S. 577-588

8．「過去百年間のドイツ契約法の発展」
海老原明夫・村上淳一　訳
『日独法学』13号（1990年），34～53頁
［Die Entwicklung des deutschen Vertragsrechts seit 100 Jahren］

9．「国際動産売買法の概要について」
吉野正三郎・安達栄司　訳
『判例タイムズ』760号（1991年），43～47頁
［UN-Kaufrecht in Skizze］

10.「ドイツの製造物責任をめぐる動向」
福田清明　訳
『判例タイムズ』760号（1991年），48～53頁
［Produkthaftung in Deutschland］

11.「研究会・ドイツ私法の最近の動向〈座談会〉——１．国際動産売買法とドイツ民法　２．製造物責任法とドイツ民法」
［1. UN-Kaufrecht und BGB　2. Produkthaftung und BGB］
ハンス　G. レーザー・栗田哲男・岡孝・吉野正三郎・福田清明
福田清明　訳
『判例タイムズ』760号（1991年）54～75頁
栗田哲男『現代民法研究（３）』（信山社，1998年）165～213頁にも所収

12.「日本法への道——日独コミュニケーションの根本問題とその解決法」
『毎日新聞』1991年10月11日付け朝刊13頁
［Weg zum japanischen Recht — Grundproblem der japanisch-deutsche Kommunikation und seine Lösung］

13.「ここ百年間のドイツ法における消費者保護」
福田清明　訳
『明治学院大学法律科学研究所年報』11号（1995年），32～38頁
［Konsumentenschutz in Deutschland seit 100 Jahren］

14.「ドイツ法における土地の譲渡」

新田孝二　訳
『明治学院大学法律科学研究所年報』15号（1999年），19～25頁
［Übereignung des Grundstücks nach dem deutschen Recht］

15.「日本民法との比較におけるドイツ民法典の解除制度の発展史」
福田清明　訳
西村重雄・児玉寛編『日本民法典と西欧法伝統』九州大学出版会，2000年，505～526頁
［Entwicklungslinie des Rücktritts im deutschen BGB im Vergleich mit dem japanischen BGB］

16.「国際統一国連売買法への導入（CISG）――同時に一個の実用的比較法」
新田孝二 訳
『関東学園大学法学紀要』11巻２号（2001年），177～203頁
［Einführung in das internationale einheitliche UN-Kaufrecht（CISG）― zugleich ein Stück praktische Rechtsvergleichung］

17.「比較法への導入」
新田孝二 訳
『関東学園大学法学紀要』11巻２号（2001年），153～175頁
［Einführung in die Rechtsvergleichung］

18.「大学における法曹養成――比較的考察」
福田清明 訳
『明治学院大学法律科学研究所年報』18号（2002年），３～11頁
［Juristenausbildung in der Universität ― eine vergleichende Betrachtung］

19.「ドイツの大学で行われるような事例方法への実例的入門――2001年11月７日の明治学院大学でのモデル授業」
福田清明　訳
『明治学院大学法律科学研究所年報』18号（2002年），13～20頁
［Praktische Einführung in die Fallmethode wie sie an deutschen Universitäten betrieben wird ― Mustervorlesung an der Meiji-Gakuin-Universität am 7. November 2001 ―］

20.「21世紀への入口における契約と不履行――ドイツ民法典― CISG ―ドイツ民法典現代化草案」
福田清明　訳
『明治学院大学法律科学研究所年報』18号（2002年）21～35頁
［Vertrag und Nichterfüllung an der Schwelle zum 21. Jahrhundert ―― BGB ― CISG ― RegEntwurf für modernisiertes BGB］

21.「日本の新しい法科大学院――比較法学者の注釈」
半田吉信　訳
『千葉大学法学論集 19巻２号（2004年） 117～130頁
［Neue Law School in Japan ― Anmerkungen eines Rechtsvergleichers］

以上

注

（1） Hans-Peter Marutschke, Nachruf ― Prof. Dr. Dres h.c. Hans G. Leser, http://www.fernuni.de/japanrecht/aktuelles/nachruf.prof.leser.shtml と，Hans-Peter Marutschke, Nachruf auf Hans G. Leser In：ZJapanR / J. Japan. L Bd. 20, Nr. 39 (2015) 327-328. その他，マールブルクの地方新聞であるOberhessische Presse は，「法律家がレーザー教授の死を悲しむ―法律学者が86歳で逝去」と題する2015年３月11日付の新聞記事を写真入りで掲載した。記事内容は，Gilbert H. Gornigマールブルク大学法学部教授に取材して書かれている。

（2） Von der Saldtheorie zum faktischen Synallagma. Ein Beitrag zur Lehre vom Wegfall der Bereicherung. Diss. iur. Freiburgi. Br. 1956, 186S.

（3） Der Rücktritt vom Vertrag. Abwicklungsverhältnis und Gestaltungsbefugnisse bei Leistungsstörungen. Habilitationschrift. Tübingen（J. C. B. Mohr），1975, 317 S.

（4） Der Erfüllungsweigerung. Ein Typ der

Leistungsstörungen. In：Ius Privatum Gentium Festschrift für Max Rheinstein. Tübingen（J.C.B. Mohr）1969, Bd. Ⅱ. 643-658.

（5） Brücken für die Rechtsvergleichung：Festschrift für Hans G. Leser, Tübingen（J.C.B. Mohr）1998, hersg. von Olaf Werner, Peter Häberle, Zentaro Kitagawa, Ingo Saenger.

（6） 北川教授は『日本経済新聞』1990年５月29日付朝刊36頁の「ＮＹと浜松」（交遊抄）で，レーザー教授の弟子であるパール弁護士の学位審査を手伝って以来，親しくしていると書いておられる。その審査された学位論文は，1980年に公刊された。

（7） Nadine Rinck, Max Rheinstein ― Leben und Werk, Hamburg（Verlag Dr. Kovač）2011の378頁によると，著者であるRinck氏は，2008年１月に，レーザー教授夫妻にラインシュタインに関してインタビューしている。レーザー教授が，喜びをもってシカゴ留学時代の思い出を語り，開放的で持てなし心のあるラインシュタイン夫妻による歓待を受け，さらに留学以来ラインシュタイン一家との親しい付き合いが続いたことを話したと，記されている（145頁の注537）。

（8） すでにKarl Larenz, Lehrbuch des Schuldrechts. Band Ⅰ Allgemeiner Teil. 14. Aufl., München（Beck）1987の以下の各頁のそれぞれの注で，『契約の解除』が引用されている。すなわち，S.404 Anm. 3 S.405 Anm. 6 S.408 Anm.13 S.410 Anm.17 S.401 Anm.22 S.414 Anm.28である。またKarl Larenz, Lehrbuch des Schuldrechts Band Ⅱ Besonderer Teil 12. Aufl. München（Beck）1981のS.582 Anm. 2で同書が引用されている。ドイツ民法典の制度の歴史的展開を叙述するHistorisch-kritischer Kommentar zum BGB, hersg. von Mathias Schmoeckel, Joachim Rückert, Reinhard Zimmermann; Bd. II Schuldrecht, Allgemeiner Teil, Teilband 2 §§ 305-432, Tübingen（J. C. B. Mohr）2007は、2002年の債務法現代化法の施行後に刊行されたが解除に関する§§323-325についてのChristian Hattenhauerによる注釈は，その冒頭で重要文献として『契約の解除』を掲げるだけでなく，SS.1818, 1827, 1839, 1842, 1843, 1845, 1845 ～ 1846, 1848 ～ 1850, 1857, 1859 ～ 1861, 1865, 1883 ～ 1884, 1888～1889で同書を引用する。

（9） マールブルクの日本センターおよび同センターへのレーザー教授の関わりについては，日本センター教授であったHeinrich Menkhaus, Der japanische Rechtswissenschaftler Zentro Kitagawa und Marburg ein Nachruf, Marburg Law Review 2 / 2013 S.114-115と，Heinrich Menkhaus, Blick zurück im Zorn―Japanisches Recht in Marburg In：Rechtspolitische Entwicklungen im nationalen und internationalen Kontext：Festschrift für Friedrich Bohl zum 70. Geburtstag, hersg. von Gilbert H. Gornig, Berlin（Duncker & Humblot）SS.239-252, 特に243頁以下と246頁以下を見よ。